

# 福井県屋外広告物条例 一部改正の概要

## 1 改正の目的

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成23年6月3日に公布されたことにより、屋外広告物法の一部改正も合わせて行われた。これに伴い、福井県屋外広告物条例について所要の規定の整備を行う。

### 【福井県屋外広告物条例について】

- ・この条例は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物および屋外広告物業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的としている。
- ・同法第9条により、都道府県は条例で定めるところにより、屋外広告物業者の登録制度を設けることができる。

### （参 考）屋外広告物法

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告物業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

\*屋外広告物業…屋外広告物の表示または掲出物件（看板の土台等）の設置を行う営業

### 【屋外広告物法の一部改正の内容】

民法の一部改正に伴い、屋外広告物業の登録に係る申請者の欠格要件に、未成年者の法定代理人が法人である場合も含める規定を追加。（民法等の一部を改正する法律の中で改正）

### （参 考）民法の一部改正について

児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人の未成年後見人の選任を認める等の改正を行う。

### 【民法等の一部を改正する法律の施行期日】

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

## 2 改正内容

屋外広告物業の登録申請に係る申請書の記載事項および申請者の欠格要件の規定に、未成年者の法定代理人が法人である場合も含める。

## 3 施行日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日